

ヘーゲルの「現実性」概念

『小論理学』によせて

泉 俊 宏

一 はじめに

ヘーゲルがその晩年、一八〇三年に出版した『法哲学』の序文に「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」という有名な命題が見える。この人目を引く命題に関しては古来賛否両面から様々に論じられてきたが、おおむね「多くの人に驚きと敵意とをおこさせた」(Envy. § 6)のであった。ここで言う「敵意」とは、目の前の「現実」——当時のプロイセンでは、一八四一五年のウィーン会議以来、国家主義的・反動的傾向が進捗しつつあった——と「理性」との結合により現実を絶対化することに対する警戒と反感である。同じ理由から、後の世でもヘーゲルを「反動的」と見る傾向があり、彼がかかるとの評価から本格的に脱し始めたのは漸く最近のことである。

けだし、かの命題をいかに読むか、なにかなく「現実的なもの」をどうとらえるかによつて、『法哲学』全体をどう読むべきかが左右されてくる。ゆえに本稿は、ヘーゲルの「現実」認識の解明に向けて一定の視座を確保することを主題とする。その目的のために、ここでは『エンツュクロペデー』第一編(いわゆる『小論理学』)の第二部「本質論」・「C. 現実性 Wirklichkeit」の記述に沿つて考えていく。これは『法哲学』の緒言において『法哲学』を展開する学的方法が『論理学』に前提されている、とヘーゲル自身が明言していること(GPR § 2)による。

以下、「現実性」概念を検討する。

二 『小論理学』における「現実性」の諸契機

後年、ヘーゲルは、『エンツュクロペデー』(第二版)への

序文 (Enzy. § 6) でも、改めて『論理学』での「現実性」の記述に注意を促している。そこで彼は「現実性」を「現存在している偶然なもの」と区別している、と述べている。そこでまず、『エンツュクロペディー』の記述にしたがって「現実性」がいかに成立するかを、その諸契機を一瞥しつつ考えていく。

「現実性」という規定は『小論理学』第二部「本質論」の第三節に位置づけられ、詳細に論じられている。それまでの「有論」および「本質論」における弁証法的運動がここにおいて合流しているのだから、そこで「現実性」は、「本質と現存在との統一」、「内的なもの外的なものとの統一」が直接的となったもの、と定義されている (Enzy. § 142)。読者は、これに先立つ「本質 Wesen」や現存在 Existenz」といった諸規定を経て、それらの統合が「現実性」においてなっていることを見出すであろう。しかしここで直ちに注意されねばならないことは、そもそも「現実性」こそが文字どおり「現実的」、したがって具体的なのであって、「本質」および「現存在」はこれに分析を加えて見出される抽象的契機に過ぎないということ、すなわち、相互に外的な「本質」と「現存在」とが、謂わば合体して「現実性」を構成しているわけではないということ、この点である。ヘーゲルはこのことを「本質論」全体のあらゆるところでさまざまに表現を換えながら強調している (Enzy. § 112 usf.)。

一例を挙げると、『エンツュクロペディー』§ 112の追加および補遺においてヘーゲルは以下のように述べている。すな

わち、しばしば「絶対者は本質である」と表現されるが、その際「有(現存在)を本質と区別し、有は本質との関係においては仮象である」と考えられているとしたら、本質とはさまざまな述語を捨象した「抽象のかす das caput mortuum der Abstraktion」、空虚なものに過ぎないことになる」と。

後に詳述するように、一者性としての本質は、多様なもの、転変するものとしての現存在と峻別されるものではなく、むしろそういった多様なものへとおのれを展開するところの力なのである。

二一 一 現存在

それでは、『エンツュクロペディー』での叙述の順序にしたがって「現存在 Existenz」なるものから検討を加えていく。

「現存在」は、まず「自己のうちへの反省と他者のうちへ反省との直接的な統一」と定義される (Enzy. § 123)。それは「自己の内へ反省すると同時に、他者の内へも参照し、相関的であり、根拠づけられたものとの相互依存、および無限の連関からなる世界を形成する、無限の現存在である」とされる (ibid.)。この定義は「本質論」のごく最初の方に現れているが、既に「現実性」という概念の大枠を表現してしまっていると言つてよい。というのは、「根拠づける」、「根拠づけられる」という関係はもはや「原因」と「結果」、「本質」と「現象」の関係を含意しているからである。つまり「世界」を形成している種々雑多な現存在が、単に非本質的なものとしてだけでなく、現存

在する「本質」として他に作用し（現象し）、同時に他の現存在からも影響されている、という事態がこれなのである。したがってさしあたりこの定義は、少なくとも外面的には、比較的正常識的な世界把握を表現しているものと読める。例えば私が働いて何かを生産し、そこから賃金を得て他の誰かが生産したのを求め、おのれの血肉とする、等々。衣食は無論のこと、精神的にも「私」という存在は他の現存在によって構成されている。ここから、「現存在」の定義は「市民社会 Bürgerliche Gesellschaft」的なつながりを表したとも考えられるわけである。

しかしこれは「自己への反省」と「他者への反省」のうち、「他者への反省」（または、他者からの反省）に注目する限りにおいてである。ヘーゲルは続く§124において直ちに「しかし、他者への反省は自己への反省と不可分である」と述べている。「現存在」とは、自己への反省と他者への反省との統一から「あらわれ出た」ものなのである（ibid.）⁽²⁰⁾。

ここで「反省 Reflexion」という語に注目したい。「反省」は「直接的なものを超えて他のものに進むこと」、「与えられた多様性を一つの統一に総括すること」である、とされている。⁽³⁾ 近い意味合いの言葉に「反照 Scheinen」があるが、これは、「反省」によって「媒介的に定立された概念」であるところの「本質 Wesen」が外面的な「有」を「仮象 Schein」に引き下げるといふ事態を表明している（Enzy. §112）。ただし、「本質」において「有」の規定が消滅するわけではない。「本質は有の真理態 Wahrheit」であるからである。それゆえ、「有と

しての本質」における「反省」は「反照」と同義である。「反省」は「有」の性質、量などのたような規定を超えて本質へと媒介する作用であり、その時、同時にそれら諸規定は仮象に引き下げられるからである。しかしこれは「本質」自身の自己関係に注目すればのことであり、「本質」と「有」の諸規定との関係に注目して整理すれば、「反省」とは多様から一者への運動であり、「反照」は一者としての「本質」が外面的多様性をも「持つ」ことを表現するという逆の方向性を持った作用であることもわかる（Enzy. §114）。

ここから「現存在」が「自己の内への反省すると同時に、他者の内へも反照」するということのより深い意義が明らかになる。すなわち、ここにはヘーゲル独特の存在観が垣間見られるのである。

二―二 「物」が存在するということ

「赤くて、丸くて、甘酸っぱく、木から落ちるところのこれ、それはリンゴである」というのが、謂わば「反省」である。これに対して「リンゴは、赤くて、丸くて、甘酸っぱく、木から落ちる」が「反照」ということになる。「リンゴ」のような「物 Ding」は、このように「根拠と現存在とが一つのものうちに定立されたものとしての統体」である（Enzy. §125）。かかる個物の物性に即して見れば、「赤い」、「丸い」、「甘酸っぱい」といった諸々の性質（すなわち、「有」の諸規定）が「リンゴそのもの」という「根拠」ないし「本質」と統一されていると

いうことになる。リングの持つ一定の重量、空間的広がり、色味などの諸性質は、「リングそのもの」という「本質」に照せば「仮象」として破棄されているが、同時に「本質」によって保持されているのである。

それゆえ、「自己の内へ反省すると同時に、他者へも参照する」ということは、独立した諸々の個物によって形成された「世界」を離れ、個物に即して見れば、「自己のうちへの反省」が「本質」への運動であり、「他者のうちへの参照」が諸々の諸性質を持つことであるという事態を表現しているのである。

ここで「本質」と諸々の属性、性質との関係について考えてみる。まず、諸性質は「自己同一」であり、物に結びつけられていることから解放されてもいる。しかし…（中略）…：それら自身は具体的な物ではなく、抽象的な規定性として自己へ反省した現存在、質料 *Materie* である」（Enzy. S.127）と云う。つまり、個物はまず第一に、現存在する諸性質の集合体である。「かくして物は自己への反省を諸質料のうちを持ち、自己に即して存立するものではなくて、諸質料からなるものであり、諸性質の表面的な連関、外面的な結合にすぎない」（*ibid.*）。雑多な現存在によって、個物は形成されているのである。

しかし他方、「反省」という作用は「与えられた多様性を一つの統一に向けて総括」していく。それら諸性質、諸質料が「全体として何であるか」という「本質」があらわれてくるのである。そして、「本質」とそれら諸質料は「SはPである」といった文法形式に端的にあらわされるような「形式 *Form*」によつ

て結び付けられる。ただし、ヘーゲルの場合、「本質」と諸性質との関係を「主語—述語」の関係で表象することには危険が伴う。というのは、先に簡単に注意しておいたように、ヘーゲルにおいては「主語」と「述語」の間の「区別」もまた揚棄されるべきものだからである。

ここで「物」は「資料」と「形式」との統体として示されたわけだが、かかる統体性は「矛盾 *Widerspruch*」である。とヘーゲルは言う（Enzy. S.130）。

まず「形式」から見ると、「SはPである」と言うことは先に述べた「参照」の作用、すなわち、諸質料を「仮象」に引き下げる作用である。かかる否定的作用による統一、それが「形式」である（*ibid.*）。ここにおいて実体であるのは断るまでもなく「本質」の方である。しかし同時に、「諸質料は否定されたものであると同時に独立的なものでも」あって、「物」はそういう「諸々の質料からなっている」（*ibid.*）のである。そもそも、まずもって「本質」そのものが、「これこれの質料（P）からなるもの、それはSである」という「反省」の成果としてあるのである。したがって、単純に言って「形式」と「資料」は「にわとりと卵」の関係にあることになる。「形式」たるものは、それが結び付けるところの質料がなければありえない。反対に、「エンツュクロペディー」§113における定義からして、「形式」によって他の質料（現存在）と関係づけられなければ「資料」そのものも根柢を失うことになるからである。つまり「主語」と「述語」の区別は通過点にすぎないのである。

それゆえ、「物」が存在するということは、そうして「本質」がおのれ自身を諸性質へと揚棄し、諸性質が「本質」において仮象となりながら保持される、という運動である。単に「ある」ことといえども決して静的なものではない。「本質」はおのれを否定して仮象へと反照しつつおのれを保持する（erschienen する）。そしてかかる運動こそ「現象 Erscheinung」と呼ばれるところのものなのである。

二一三 現象、及び「ちから」としての本質

したがって「本質は現象しなければならぬ」（Enzy. S. 131）。
というのは、「本質が反照する」ということは、「反省」という媒介作用（Vermitteln）によって生じた「本質」が「自己」を直接態 Unmittelbarkeit へと揚棄すること（ibid.）だからである。かくして「現象」が「本質」自身の自己開示であることによつて、「本質は現象の背後または彼方にあるのではない」（ibis.）ことになる。逆に言えば、「現象」は「本質」を覆い隠すものではなく、むしろ「本質」を余すところなく完全に表現するものである。それゆえ、「現象」よりも「本質」を真の实在と考える立場に即せば、「本質が現存在することによつて」現象もまた真であり、反対に「現象」重視する立場については、「現象が現存在している」限り、同程度に「本質もまた現存在するのだ」と言うことができる。つまり、「本質」と「現象」とを峻別し固定する、西洋では伝統的な図式に、「本質」自身の運動性を与えることによつて、ヘーゲルは「本質」と「現

象」とを、区別への固執によつて陥る無内容から救い出しているのである。

さて、「現実性」は「本質と現存在との統一」と定義されている。（Enzy. S. 142）。この「本質」という規定は、「現実性」概念においても重要な一契機である。よつて、いま少し詳細に見ておくこととする。

「本質」と「現象」に関する記述は「エンツュクロペディー」の S. 131 ~ S. 142 に詳しいが、すでに「精神現象学」の「悟性」の項にまとまった記述がある。これは「エンツュクロペディー」での記述に比べてはるかに短く、それゆえ難解であるが、より端的に「本質」の何たるかが実現されているので、ここに要約しておくきたい。

ここで見るのは、『精神現象学』の「意識」（悟性）の項に含まれる知覚論（Phän. S. 93 ff.）である。ヘーゲルはここで、ある事物と、それに対峙する認識主体との関係を取り上げている。

知覚が事物に対する時、まず受け取るのはその事物が持つ多様な感覚的与件である。それがリングゴであれば、赤い、丸い、すっぱい等々である。と同時に、知覚は対象が一つのものであることも意識している。ここでは多者性は主体に、一者性は対象事物に帰している。しかし次の瞬間には、主体は、これなる事物に対して自分こそが一者であり、先に受け取った多様な感覚与件が実は対象に帰させるべきであることを見出す。多者性と一者性の帰属が逆転するのである。「知覚 Perception,

「Wahrnehmung」とは、その語義に反して「受け取る」という一方的・静態的なものではなく、こうした主体と客体の双方を捲きこむ運動全体によって成立するのである。

ここで、対象事物の持つ多様で「自立的な諸区別項（諸性質）」が媒介されて「統一へと還元され」、そしてすぐに「統一が展開へと移行する」という運動が見出されるのだが、ヘーゲルは「かかる運動こそちから Kraft と呼ばれているところのものである」と述べている（Phän. S. 105）。

用語法に後年のヘーゲルほどの厳密さが欠けているものの、内容的には『エンツュクロペディー』における「現存在」から「現象」にかけての記述と重なっていることは了解できよう。

ここで言われているのは以下のことである。すなわち、「本質」が諸性質に反映していくという「形式」（「SはPである」）、そして全体として「かかるものである」という「内容」、それらの相関はなべて「力 Kraft」と、その発現 Ausserung である、ということである（Enzy. § 136）。

端的に言って、「本質」とは「力」である。「本質」がおのれ自身を揚棄して「現象」せしめるところの「力」である。ちょうど、ある物を指で押してある位置からある位置へ動かすとき、「動いた」という「結果」のうちに「力」の作用が顕現しているように、これなる事物が現に「ある」ということのうちに、力としての「本質」が作用しているのである。（ヘーゲルは「力そのものは認識しえず、認識できるのは力の発現だけだ」という考え方を空論だという。それは「本質は認識しえず、認識で

きるのは現象だけだ」というのと同じだからである。）

以上のことから、「現存在」を「現存在」せしめること、すなわち「現象する」という運動、さらに言えば「ある」という運動において、「本質」とはまさしくそのような運動の原動力としての「力」に他ならないことが明らかになった。この「力」としての本質は、「現存在」よりも高次の規定である。「現実性」においても、なお「本質的」な役割を果たす。このことを踏まえつつ、次に「現実性」概念について検討する。

三 現実性

さて、以上で「現実性 Wirklichkeit」へ至る道筋を追いながら、その構成諸契機を一瞥したわけである。そしてそのことを通じて同時に、ある事物が「現実」に、具体的に存在していること」とはいかなることであるか、ということについてのヘーゲルの把握の大枠もまた、示されている。

しかし「現実性」は、「本質」、「現象」、「現存在」といった諸規定よりも一層高次のものである。その定義を、いま一度示そう。

「現実性とは、本質と現存在との統一、内的なもの外的なものとの統一が直接的な統一となったものである。現実的なものは、発現は、現実そのものである。したがって現実的なものは、発現のうちにあっても、依然として本質的なものであるばかりでなく、直接的な外的現存在のうちにある限りにおいてのみ本

質的なものである。」(Enzy. §142)

これだけなら、先の「本質—現象」論をバラフレーズすればいえなくもない。ここではさしあたり、先の「本質—現象」論を踏まえつつ、ヘーゲルの言う「現実性」がラテン語の *res* に由来する *Realität* ではなく、あくまでも *wirken* であるということ、すなわち、単に静的に目の前に「ある」ことのみではなく、力動的な運動としてとらえられているということを確認しておきたい。

しかしヘーゲルは「現存在してはいる偶然的なもの」と「現実的なもの」とを区別している(Enzy. §6)。「現存在」するものすべてを「現実的なもの」、したがって「理性的なもの」とはしていないのである。その間の区別項を、「現実性」なる概念そのものの検討を通じて明らかにしていこう。

さて、ヘーゲルの言う「現実的なもの」は上述のように動的なものである。それゆえ、それは「現在」に縛り付けられたものではなく、そのうちに過去もあれば未来もあるわけである。それでは、このように「現実的なもの」が展開するということをヘーゲルはどのように説明しているだろうか。

「現実性」とは、「本質」と「現存在」の統一である。ここで言う「本質」とは、おのれを揚棄して現象せしめる原動力を秘めた「内的なもの」である。したがって、それは、現象して現存在を持つに至った「外的なもの」としての「現実性(現実態 Wirklichkeit)」との対比から言えば、「可能態 Möglichkeit」

に他ならない。「同一性一般」としては現実性はまず可能性、すなわち現実の具体的統一に対峙するものとして、抽象的で非本質的な本質性として定立されている自己内反省(Enzy. §143 傍点部は原著ではイタリック体)なのである。

ここで「可能性」は、さしあたって、「現実」そのものを現象せしめたところの「可能態」であるのと並んで、「現実」そのものから外へ脱し延びていくような「可能性」である。ここにおいては、「可能性は現実にとって本質的なものではない」が、まだ「単に可能的な仕方である」のである(Enzy. §143)。にもかかわらず、自己内反省としての可能性と区別された「現実性」は、「非本質的な直接的なものにすぎない」(ibid.)というのであるから、「可能性」は「現実性」にとって枢要のものと言ってもいい。

この「可能性」と「現実性」との関係を考えることが、実は「現存在してはいる偶然的なもの」と「現実性」との区別項を見出す最初のヒントになりうるのである。すなわち、「自己関係的・自己同一的であるか、否か」がここでは判断基準である。「同一性一般」として「可能性」であろうようなものはいくらでも考えられる。「明日、月が地上に落下を始める」とか「戦争のない世界」とか「病人いない社会」などである(これに反して「一台のバスが二列になって走る」というのは自家撞着を含むので、ありえない)。こういった事柄はすべて可能であり、同様の事例は「無限に」案出できる。そしてかかる「無限」と区別された「現実」は「有限なもの」ということになる。し

かし実際には、「可能性」よりも「現実性の方がより包括的」な規定なのである（Enzy. § 143 Zusatz）。といふのは、「戦争がない」「病人がいない」「犯罪がない」等々の可能性は「現実」にとつて本質的なのであつたとしても、それは「単に可能的な仕方」で、つまりそれら個々の可能性の総和としてもなお「真に無限の可能性」ではないような仕方である。そういった可能性が「現実」における自己内反省として定立されたとしても、それが「現実」自身のうちに還帰することはないのである。

つまり、まず第一に、「現実」自身に由来し、「現実」へと還つていくようなものであるかどうか、といふことが「単に現存在していること」と「現実的に存在していること」との区別項として考えられるのである。

さて、「単なる可能性」に対して、真の意味で「現実性」の無限の可能性を示すような「可能性」、換言すれば、「直接的現実性 unmittelbare Wirklichkeit = Realität」と対になつて「現実」を展開させるような可能性は「実在的可能性 reale Möglichkeit」と呼ばれるものである（Enzy. § 143）。「現実」そのものに由来して「現実」そのものに還つていくものが「現実的」なのである。これに反して、「現実性」よりも低い規定である「現存在」においてはなお、おのれ以外のものに規定されるような「力」、あるいは、おのれの外へと作用して自己に還帰することのない「力」としての本質もありうる（Enzy. § 136 Zusatz）。だが、かかる本質性は「単に可能的なもの」、したがつて「偶然的な

もの」にすぎないのである。

こうして「現実性」は、ただ自己のみと交替する運動体として、「直接的現実性」と「実在的可能性」という二契機に媒介されたわけであるが、これら二契機が直接態へ還して「現実性」において定立されると、それは「必然性 Notwendigkeit」となる。ここで「現実性」は、現に「ある」ところの「現実」（直接的現実性）と、現に「ある」ところの「可能性」（実在的可能性）との結合なのであるが、「あらゆる条件が現存すれば」、この「実在的可能性」は「現実的にならざるをえない」（Enzy. § 147 傍点は筆者）からである。

この「必然性」は、「強制」としての「外的必然」とは区別される。むしろこの「必然性」は「自由 Freiheit」である。なぜなら、それは「ただ自己のみと交替運動をする自立性」（Enzy. § 158）であり、他の何ものにも由来せず、「現実」自身から内発する運動だからである。これを「自律 Autonomie」の拡大されたものといつてもさしつかえなからう。

こうして最初のものとの関連から、第二の判断基準が現れてくる。すなわち、「合目的であるか、否か」である。ただし、この論点（何が目的であるか）に関しては、「現実的なもの」と連結された「理性的なもの」の詳細な検討なくしては充分に述べることはできない。「現実的なもの」の内容にかかわるからである。しかるに、そのおおまかな方向だけはここで既に示されている。春秋の筆法なることを畏れず言うならば、すなわち「自由」がそれである。

けだし「現実」が「展開する entwickeln」こと、これはまさしく「歴史 Geschichte」に他ならず、また歴史とはとりもおおさず、ヘーゲルにおいては「自由の展開」である。

「歴史」を外面的に見れば、それはまず「直接的現実性」の変容の系列であろう。この「直接的現実性」は「現実性」を固定的な相においてのみ見たものであり、したがってそれ自体「有限なもの」である。「直接的現実性」として見た現実が完結した有限性である以上、それを「無限に」羅列したところで総体としてもなお「真の無限性」たりえない。そのつど、そのつどの有限性の反復に過ぎないからである。つまり、単に記述的な歴史把握は「真の無限性」に到達しえない。

「現実性」が無限であるということは、したがって、それが単に水平的に他の現実への「可能性」を持つということに尽きるものではない。「歴史」が真に無限でありうるのは、「現実性」の「展開」が垂直的、すなわち価値的であり、それゆえ、まさしく合目的なときだけである。

詳細に見れば、「現実的なもの」は、常にそのつど、實在的に可能な限りの自由な実現しており、それゆえに「理性的」であるが、同時に絶えず自己内反省を通じて「より以上の自由」への實在的可能性をおのれのうち定立している。これを直接的現実性へと実現していく運動において、或るものは「より以上の自由」という目的において展開され、或るものは廃棄されていくであろう。すなわち、このように、総体として自律的で、それゆえ自由な主体である「現実性」にとって、おのれに還帰

しないような「現存在」は「非現実的」なものであり、それはなんら歴史に貢献することのない「偶然的なもの」である。

つまり、「現実性」の総体としての「自由」に照して、これに貢献しうるか否か、ということが、「現実的なもの」と「現存在してはいる偶然的なもの」とを区別する第二の判断基準ということになる。

四 むすび

最後に、以上の推論から明らかとなった帰結をここにまとめて結論としたい。

a. まず、ヘーゲルの持つ「現存在」への見方、ならびに「本質—現象」論から見て、単に事物存在として「ある」ことと謂えども、それは力動的にとらえられている。

b. したがって「現実性」また、「現在」に固定されるものではなく、内に過去を担い、未来を懐胎する運動体である。それゆえに、「理性的なものは現実的であり、現実的なものは理性的である」なる命題も、眼前の現状を絶対肯定するものではない。

c. 「現存在するもの」が、真に意味で「現実的であるか否かは、「現実」そのものと自己同一的であるか否かにかかっている。つまり、「自由が展開する」ということに照して必然的、かつ合目的であるものだけが「現実的」である。

なお、「現実的なもの」の内容規定をなす「理性的なもの」

に関する詳細、および『法哲学』に盛り込まれた「現実的なもの」の諸分枝屁の検討は、本稿の帰結を踏まえつつ他の機会に論考することとしたい。

註

引用箇所 の 指示は本文中のカッコ内に示した。主要な文献については以下の略符号を用いた。(すべて Suhrkamp 版による。)

Enzy. = Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften

GPR. = Grundlinien der Philosophie des Rechts

Phän. = Phänomenologie des Geistes

(1) なお、『法哲学』が、元々『エンツュクロペデー』第三部「精神哲学」・第二編「客観的精神」に含まれる『法哲学』に関する講義に用いるテキストとして著されているということから、いわゆる『小論理学』が『法哲学』と、思想形成の時期においても隔たりのない同一文脈に置かれているとも考えることもできよう。しかしこれをイルティンクの問題提起を考慮せずに断言することはできない。よってこれは別な機会に考えたい。

(2) 「現存在」にはラテン系の語幹が使われている。断るまでもなく、語源は「外に立つこと」であり、「あらわれ出る」と「を含蓄している」。

(3) Logik für Unterklasse, aus "Texte zur philosophischen Propädeutik", Suhrkamp Bd. 4, S. 134